長崎国際大学 公的研究費等に関する不正防止計画

(制定 平成 27 年 3 月 18 日)

長崎国際大学(以下「本学」という)では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成 19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき「長崎国際大学における公的研究費の不正使用防止への取り組みに関する方針」を策定し、平成26年1月1日より施行している。その後、平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)文部科学大臣決定」の改正が行われたことから、それを踏まえて、不正を発生させる要因とその要因に対応する防止計画を以下のとおり定めるものとする。

なお、運営・管理に関わる責任体系については、「長崎国際大学における公的研究費の不 正使用防止への取り組みに関する方針」によるものとする。

【不正防止計画】

区分	不正発生要因(リスク)	防止計画
(1) 責任体制の明	不正防止対策に関しての管理・運	責任体制を機関内外に対し、ホー
確化	営管理者の役割・責任の所在・範	ムページ等で周知・公表する。
	囲と権限体制が不明確及び不正	学内科研費説明会及び全学FD研
	防止に対する教職員の認識の低	修会において不正防止に対する意
	下が要因となる場合がある。	識向上を図る。
(2) 適正な運営・	コンプライアンスに対する認識	行動規範の周知徹底を図り、倫理
管理の基礎となる	が低い。	教育を定期的に実施し、意識の向
環境の整備		上を促す。
	研究費が税金によってまかなわ	研究費を適切に使用する旨の誓約
	れていることに対しての認識が	書を提出させる。
	低い。	

不正防止計画を策定・実行したに	不正事案の具体的な要因につい
もかかわらず、不正事案が発生し	て、再発防止策を検討し、不正防
た場合等。	止計画に追加する。
	もかかわらず、不正事案が発生し

()		
(4) 研究費の適正	予算執行状況が適切に把握され	研究計画に基づき、定期的に予算
な運営・管理活動	ず、予算執行が特定の時期(年度	執行状況の確認を実施し、必要に
	末等)に偏る事態。	応じ改善を求める。
	発注段階での財源が特定されて	執行状況を把握するために発注段
	いない場合がある。	階で財源の特定を徹底するように
		説明等で指導する。
	取引業者との癒着が不正な取引	取引業者から不正経理等に協力し
	に発展する可能性がある。	ない旨の誓約書を提出させる。
	出張等の事実確認が不十分とな	出張については、復命書及び領収
	って、カラ出張や水増し請求の発	書等の事実を証明するものの提出
	生を防止できない場合。	させ、必要に応じ債務内容の確認
		など取引状況のチェックを行う。
		不正な取引を行った業者について
		は、取引停止とすることにより、
		他業者への注意喚起を促す。
		復命書には用務先や相手先名を記
		載させ、出張等事実確認ができる
		ようにする。
		架空伝票等の作成依頼があった場
		合には、直ちに本学の通報窓口に
		通報することを要請する。
	研究者発注物品の検収確認が不	発注するすべての物品購入につい
	十分となって、架空伝票操作によ	て、検収担当者による納品事実の
	る納品や預け金が防止できない	確認を行なう。
	場合。	
		計分支出の必亜州 字状の声字が
	雇用契約者等の勤務時間管理が	謝金支出の必要性、実施の事実確認を対象を
	厳密に行われず、また、勤務実態の変認を行われず、また、勤務実態	認を徹底する。(モニタリング・チ
	の確認も行われずに、カラ謝金が	エックシート)
	防止できない場合。	出勤簿は原則事務室に置き、出勤時に本人に押印させるなど東実際
		時に本人に押印させるなど事実確認は原用な概念と表現の
		認は雇用依頼者と事務職員で行
		う。 無 <i>佐</i> 光神川による東宋波敦まを
		無作為抽出による事実確認を行
		う。

(5) 情報の伝達を	通報窓口の周知が不徹底となっ	通報窓口を大学事務局長とし、そ
確保する体制の確	て、不正が潜在化する可能性があ	の旨、学内外にホームページ等に
立	る。	より周知・公表する。
(6) モニタリング	不正防止を推進する体制の検証	内部監査によるヒアリングを定期
の充実	及び不正発生要因に着目したモ	的、臨時的に実施し、不正要因と
	ニタリングは定期的に行はれて	なる乖離を把握し使用ルールを見
	いるが、臨時的には行はれていな	直す体制を作る。
	V'o	内部監査、監事監査等において
	(リスクアプローチ監査の実施)	監査結果を不正防止計画の改善に
		活用する。